

# 大分県福祉のまちづくり推進協議会

## 資料

- (1) 平成29年度「大分県福祉のまちづくり条例」  
新築等届出状況等について P 1
  
- (2) 平成30年度の県事業の概要
  - ①ユニバーサルデザイン出前事業 P 5
  - ②大分あったか・はーと駐車場利用証制度 P 6
  - ③大分バリアフリーマップ P 7
  - ④地域公共交通バリア解消促進等事業 P 8
  - ⑤共生のまち整備事業 P 10
  
- (3) バリアフリー法改正について P 11



## 議事(1)平成29年度「大分県福祉のまちづくり条例」新築等届出状況等

### ① 新築等届出・適合状況(29年度)

用途	届出件数	うち			全部適合 の割合	適用除外 の割合	不適合 の割合
		全部適合	適用除外	不適合			
1 学校等	2	2	0	0	100.0%	0.0%	0.0%
2 病院、診療所	26	16	10	0	61.5%	38.5%	0.0%
3 老人保健施設	0	0	0	0			
4 劇場等	1	1	0	0	100.0%	0.0%	0.0%
5 集会場等	2	2	0	0	100.0%	0.0%	0.0%
6 展示場	0	0	0	0			
7 物販	8	6	2	0	75.0%	25.0%	0.0%
8 ホテル等	6	3	3	0	50.0%	50.0%	0.0%
9 事務所(23除く)	0	0	0	0			
10 共同住宅等	11	5	6	0	45.5%	54.5%	0.0%
11 老人福祉施設等	72	44	28	0	61.1%	38.9%	0.0%
12 体育館等	3	1	2	0	33.3%	66.7%	0.0%
13 博物館等	0	0	0	0			
14 公衆浴場	0	0	0	0			
15 飲食店	0	0	0	0			
16 サービス業	0	0	0	0			
17 学習塾等	0	0	0	0			
18 工場	5	5	0	0	100.0%	0.0%	0.0%
19 停車場等	0	0	0	0			
20 自動車車庫	0	0	0	0			
21 公衆便所	0	0	0	0			
22 火葬場	0	0	0	0			
23 官公庁舎	3	3	0	0	100.0%	0.0%	0.0%
24 複合用途建築物	0	0	0	0			
<b>計</b>	<b>139</b>	<b>88</b>	<b>51</b>	<b>0</b>	<b>63.3%</b>	<b>36.7%</b>	<b>0.0%</b>

※不適合、無届の該当施設なし

## ② 基礎的基準の適用除外項目の状況

項目	基準	適用除外
1 移動等円滑化経路	段を設けない	9
2 出入口	幅は、内のり80cmとすること	7
	直接地上へ通ずる出入口の幅は内のり90cm以上	5
	戸は車いす使用者が容易に開閉できる構造、前後に高低差なし	5
3 廊下等	表面は、滑りにくい素材を使い、段差を示すための点状ブロック等を敷設	4
	幅は、内のり120cmとすること	1
	50m以内ごとに車いすの展開に支障がない場所の設置	1
	戸は、車いす使用者が容易に開閉通過できる構造	2
	手すりの設置	12
4 階段	路面の端部とその周囲の色は明確化	1
	踊り場に点状ブロック等を敷設	6
	階段幅120cm以上	5
5 傾斜路	傾斜路の設置	4
8 便所	車いす使用者用便房内に十分な空間の確保や手すり設置等	15
	1以上の小便器に手すりを設置	3
	洗面器の周囲に手すりを設置	4
	水洗器具の操作が容易	12
10 敷地内通路	段がある部分に手すり設置	5
	傾斜路に関すること	5
	50m以内ごとに車いすの展開に支障がない場所の設置	1
	戸は、車いす使用者が容易に開閉通過できる構造	2
	高さが75cmを超えるものには、75cmおきに150cm以上の踊り場設置	1
11 駐車場	車いす使用者用駐車施設を1以上設置	7
	利用居室までの長さができるだけ短くなる位置に設置	1
12 標識	エレベーター、車いす使用者用駐車施設及び便所を示す表示設置	9
13 案内設備	案内板や施設の状況を視聴覚障害者に示す設備の設置	14
14 案内設備までの経路	案内設備等までの経路に点状ブロック等を敷設	14
17 記載用カウンター	受付等にカウンターを設ける場合は、車いす使用者が利用できる措置	4
19 浴室	車いす使用者が円滑に利用できる空間の確保	3
合計		162

※番号は基礎的基準の項目番号

※合計の件数が前ページの適用除外件数の計と不一致な理由は、1施設あたり複数の適用除外のため

### ③適合証交付施設について

#### 【交付対象施設】

基礎的基準（※1）または誘導的基準（※2）に全部適合した施設の設置者から請求があった場合、「適合証」を交付（平成24年度から制度開始）。

#### （※1）基礎的基準

高齢者、障害者等が安全かつ容易に利用できるようにするために必要な基準

#### （※2）誘導的基準

高齢者、障害者等がより安全かつ容易に利用できるようにするための目標となる基準

#### 【適合証交付のメリット】

- ・適合証交付により、施設のイメージアップが図られる。
- ・適合証の交付を受けた施設名を県庁のホームページで紹介。



No.	施設の名称	所在地	用途	基準	交付日
1	大分県厚生連鶴見病院	別府市大字鶴見4333番地	病院	誘導的基準	H25.1.28
2	ミスターマックス西大分店	大分市大字生石字下ノ田145番27他	物品販売・サービス	基礎的基準	H25.5.21
3	共同生活ホーム 明日風	臼杵市大字前田字南平37-1、37-2、字中原144-1、144-2	有料老人ホーム	基礎的基準	H26.3.31
4	みなはるの里	大分市大字皆春字江添262-1、265-1、265-4、266-1、266-7、268-2、275-1	老人複合施設・診療所	基礎的基準	H26.4.23
5	グループホーム明日風	臼杵市大字搔懐字ピワガ淵27番2、28番3	認知症老人グループホーム	基礎的基準	H26.5.29
6	大分記念病院有料老人ホーム	大分市大字羽屋字不定287番2	有料老人ホーム、デイサービスセンター	基礎的基準	H26.6.18
7	大分県立美術館	大分市寿町65番、他9筆	美術館	基礎的基準	H27.3.27
8	北九州銀行 中津支店	中津市島田字村田527-8、 字道祖本714-2、714-3	銀行	基礎的基準	H27.7.16
9	HIひろせスーパーコンボ明野店	大分市大字猪野字飛川1612-10、他11筆	物販販売施設	基礎的基準	H27.7.30
10	BIVi日出	速見郡日出町字佐尾3244番地1、3112番地10 3112番地及び3121番9	複合施設（社会教育施設及び物販販売施設）	基礎的基準	H27.8.18
11	三井物産株式会社 九州支店	大分市舞鶴町1丁目50-1、50-2、51、52、53、54、55	事務所	基礎的基準	H28.3.30
12	HIひろせ大在店	大分市大字横田字34番3他75筆	物販販売施設	基礎的基準	H29.6.1
13	HIひろせSUC竹田店	竹田市大字君ヶ園字トチセ402-12 外19筆	物販販売施設	基礎的基準	H30.11.7

# ①ユニバーサルデザイン出前授業

## 目的

「他者を思いやる気持ち」の大切さを理解してもらうため、小・中学生を対象に平成18年から開始。

## 事業概要

### (1) 出前授業の具体的な内容

#### <基本カリキュラム (90分) >

30分…UDの概要

60分…講師陣による講話等

#### <講師一覧>

- ・車いす利用者※複数
- ・意思伝達装置使用者
- ・盲導犬利用者 (ユーザー)
- ・障害者スポーツ指導者  
(支援者の立場として)

### (2) 年度別訪問数等

～毎年50校・3,000程度受講～

26年度	27年度	28年度	29年度	30年度					
受校数	人数	受校数	人数	受校数					
51	2,947	60	3,070	61	3,460	55	3,040	49	2,499

#### <出前授業の様子>



# 平成30年度 出前授業 実施校一覧

NO	学校名	NO	学校名	NO	学校名	NO	学校名
1	別府市立上人小学校	14	由布市立阿南小学校	27	日田市立咸宜小学校	40	大分市立津留小学校
2	日出町立川崎小学校	15	佐伯市立明治小学校	28	日田市立光岡小学校	41	大分市立大在西小学校
3	別府市立南小学校	16	佐伯市立鶴見中学校	29	玖珠町立日出生小学校	42	大分市立坂ノ市小学校
4	杵築市立山香小学校	17	豊後大野市立清川中学校	30	玖珠町立日出生小学校・小野原分校	43	日田市立有田小学校
5	国東市立安岐小学校	18	豊後大野市立三重東小学校	31	日田市立三和小学校	44	大分市立大在小学校
6	日出町立豊岡小学校	19	豊後大野市立三重東小学校(2)	32	九重町立野上小学校	45	大分市立吉野小学校
7	由布市立白谷小学校	20	竹田市立荻小学校	33	中津市立三郷小学校	46	玖珠町立古後中学校
8	臼杵市立臼杵南小学校	21	豊後大野市立緒方小学校	34	豊後高田市立戴星学園	47	玖珠町立古後小学校
9	由布市立由布院小学校	22	竹田市立城原小学校	35	豊後高田市立香々地小学校	48	大分市立宗方小学校
10	由布市立挾間小学校	23	九重町立南山田小学校	36	豊後高田市立真玉小学校	49	大分市立東大分小学校
11	臼杵市立佐志生小学校	24	日田市立大山中学校	37	豊後高田市立河内小学校		
12	津久見市立津久見小学校	25	日田市立大明小学校	38	大分市立明治北小学校		
13	臼杵市立臼杵小学校	26	玖珠町立北山田中学校	39	大分市立こうざき小学校		

## ②大分あったか・はーと駐車場利用証制度

### 目的

障がいのある方や介護の必要な方など、歩行困難な方に利用証を交付し、協力駐車場での利用を可能とするため、平成23年12月から開始。

### 事業概要

- 県庁や各保健所で受付・交付  
(協力市町村、県・市町村社協でも受付)
- 相互利用可(37府県1市)

利用証の種類	期限なし		期限あり
			
交付対象者	車いす使用者	障がい者 要介護者 難病患者	妊産婦 けが人
平成29度 末時点の 交付枚数	1,762 枚	12,958 枚	4,325 枚
	19,045 枚		

### ＜協力施設数の推移＞

市町村	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
大分市	95	181	301	337	340	341
別府市	24	57	113	115	118	118
中津市	46	48	77	81	81	81
日田市	26	46	66	66	67	70
佐伯市	74	75	98	101	103	103
臼杵市	8	9	26	26	26	26
津久見市	7	8	13	13	13	13
竹田市	38	42	48	49	49	49
豊後高田市	17	23	36	36	36	36
杵築市	8	21	44	44	44	44
宇佐市	15	46	102	108	108	108
豊後大野市	38	44	52	56	58	58
由布市	13	13	21	21	21	21
国東市	28	36	52	53	54	55
姫島村	0	0	0	0	0	0
日出町	10	22	42	42	42	42
九重町	6	9	14	15	15	15
玖珠町	8	15	22	23	23	23
県計	461	695	1,127	1,186	1,198	1,203

### ③大分バリアフリーマップ

#### 目的

高齢者や障がいのある方なども、安心して外出できるように、県内各施設のバリアフリー情報を提供するWebサイトを平成16年から開始。

#### 事業概要

##### <アクセス方法>

- ・ パソコン
- ・ スマホ 等



##### <検索方法>

- ・ 施設名検索
- ・ 設備検索
- ・ 現在地検索 (スマホ)

##### <登録設備情報>

- ・ スロープ
- ・ 授乳室
- ・ 多目的トイレ
- ・ 大分あったか・はーと駐車場 等

##### <登録施設数>

施設種別	登録数
官公庁	234
医療・保健施設	353
福祉施設	254
ショッピング施設	443
飲食店	209
文化・スポーツ・レジャー施設	444
宿泊施設	164
金融機関	595
道の駅・里の駅等	66
公共交通機関	104
公園・その他の施設	182
合計	3,048

市町村	登録数
大分市	748
別府市	467
中津市	216
日田市	243
佐伯市	228
臼杵市	100
津久見市	41
竹田市	101
豊後高田市	74
杵築市	83
宇佐市	148
豊後大野市	146
由布市	111
国東市	127
姫島村	16
日出町	84
九重町	64
玖珠町	51
合計	3,048

# ④ 地域公共交通バリア解消促進等事業

## 鉄道駅バリアフリーの概要

### 基本方針の改定＜鉄道関係＞（概要）

#### 鉄道駅

##### 現行

1日平均利用者数5,000人以上の鉄道駅を、原則として、全てバリアフリー化（約2,800駅）

＜参考＞

鉄道駅のバリアフリー化率

平成12年度：29%

⇒ 平成22年度末見込み：約90%

##### 目標（平成23年度以降）

### 3,000人以上の駅を原則として全てバリアフリー化

この場合、地域の要請・支援の下、鉄道駅の構造等の制約条件を踏まえ可能な限り整備

5,000人以上

約2,800駅

3,000人～5,000人

約650駅

### ホームドア：可動式ホーム柵について優先すべき駅を検討し、可能な限り整備

鉄道のサービス面、技術面、経済面を総合的に勘案した上で整備

### 地域公共交通バリア解消促進等事業

個別のモードごとの支援から公共交通のバリアフリー化等を一体的に支援する制度

#### バリアフリー化

○バリアフリー化設備等整備事業（補助率：1/3等）

- ・鉄道駅、**バスターミナル**、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナルのバリアフリー化、**待合・乗継設備整備**（段差の解消、転落防止設備の整備、誘導ブロックの整備、障害者対応型便所の設置等）

・**ノンステップバス、リフト付きバスの導入**

・**福祉タクシーの導入**

等



エレベーター



ノンステップバス



福祉タクシー

【大分県内の乗降客数3000人以上/日の駅】

バリアフリー化実施済（4駅）

大分駅、別府駅、中津駅、亀川駅

バリアフリー化未実施（4駅）

鶴崎駅、大在駅、高城駅、別府大学駅

# 地域公共交通バリア解消促進等事業（バリアフリー化設備等整備事業） 国土交通省

高齢者、障害者をはじめ誰にとっても暮らしやすいまちづくり、社会づくりを進めるため、公共交通のバリアフリー化を一体的に支援。

・補助対象事業者：交通事業者等      ・補助率：1／3等

○鉄道駅、旅客ターミナル（バス・旅客船・航空旅客）のバリアフリー化、待合・乗継施設整備（段差の解消（※）、転落防止設備の整備、誘導ブロックの整備、障害者対応型トイレの設置等）

補助率：1／3



車椅子用階段昇降機



ホームドア



視覚障害者誘導用ブロック



障害者対応型トイレ

○ノンステップバス・リフト付きバスの導入

補助率：1／4又は補助対象経費と通常車両価格の差額の1／2のいずれか低い方（上限140万円）



ノンステップバス



リフト付きバス

○福祉タクシーの導入

補助率：1／3



福祉タクシー

○情報提供（※）  
（発車案内表示システム等）

補助率：1／3



発車案内表示システム

※駅のエレベーター整備、バスターミナル等の情報提供案内板など観光振興にも資する二次交通の利用環境改善は、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業において支援。

## ⑤共生のまち整備事業について

H31.2.12

### ・目的

すべての県民が自立していきいきと生活し、人と人との交流が深まる共生型の地域社会を実現するため、社会活動への参加を妨げる行動面での障壁を取り除くことを目的に、県が設置または管理する既存の公共施設のバリアフリー化を推進する。

### ・平成30年度 事業内容及び事業費

全体事業費 C=80,000千円

- ①歩道等改良 C=48,887千円
  - ・県道 松岡日岡線 視覚障がい者用誘導ブロック補修(大分市)
  - ・国道212号 視覚障がい者用誘導ブロック補修(日田市) 等
- ②県有施設改修 C=22,113千円
  - ・多目的トイレ増設(iichiko総合文化センター)
  - ・自動ドア設置(ビーコンプラザ) 等
- ③交通環境整備 C=9,000千円
  - ・視覚障害者用音響装置(8箇所)

### ・H29施工例

多目的トイレ増設(iichiko総合文化センター)  
改修前



改修後



国道197号 視覚障がい者用誘導ブロック設置 (大分市 城原)  
改修前



改修後



# 議事（3）バリアフリー法改正について

## ●高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律

資料1-1

### 背景・必要性

2020年東京パラ大会の開催を契機とした**共生社会の実現**、**高齢者、障害者等も含んだ一億総活躍社会の実現**の必要性

#### 《課題①：ハード・ソフト両面の課題》

- 事故、トラブルの発生等を踏まえ、既存施設を含む更なるハード対策、また、旅客支援等のソフト対策を一体的に推進する必要



(参考)  
車いす利用者のバス利用に係る介助の様子

#### 《課題②：地域の取組の課題》

- 市町村(特別区を含む)による基本構想未作成・フォローアップ不足等により、地域におけるバリアフリー化が不十分

※基本構想作成市町村数：  
 ▶ 全市町村の約2割(294/1,741)  
 3千人/日以上旅客施設のある市町村の約半数(268/613)  
 [H28年度末時点]

#### 《課題③：利用し易さの課題》

- 観光立国実現に向け、貸切バスや遊覧船もバリアフリー化が必要
- 公共交通機関に加え、建築物等に関するバリアフリー情報の積極的な提供が必要
- バリアフリー施策の評価等に当たり、障害者等の参画・視点の反映が必要

### 《関連する政府決定等》

■ユニバーサルデザイン2020行動計画(H29.2 ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定)

「バリアフリー法を含む関係施策について、29年度中に検討を行う等により、そのスパイラルアップを図る」

### 法律の概要

★：平成30年11月1日施行、◆：平成31年4月1日施行

#### ★①理念規定／国及び国民の責務

- 理念規定を設け、「共生社会の実現」、「社会的障壁の除去」を明確化
- 「心のバリアフリー」として、高齢者、障害者等に対する支援(鉄道利用者による声かけ等)を明記

#### ◆②公共交通事業者等によるハード・ソフト一体的な取組の推進

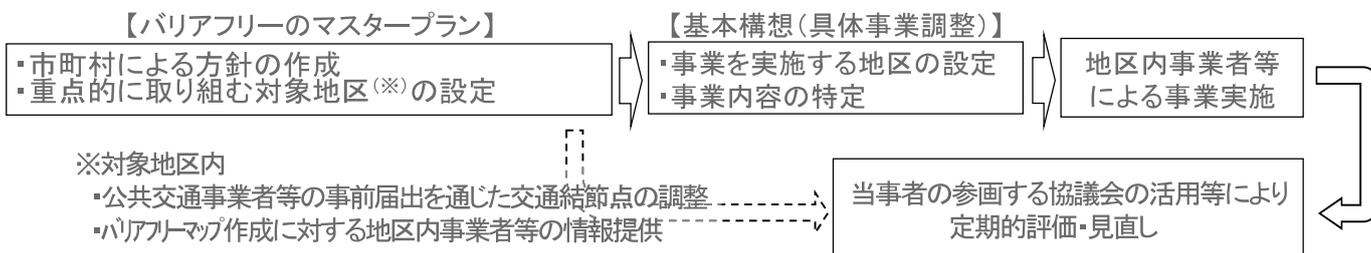
- ハード対策に加え、待遇・研修のあり方を含むソフト対策のメニューを国土交通大臣が新たに作成
- 事業者は、ハード・ソフト計画※の作成・取組状況の報告・公表  
※施設整備、旅客支援、情報提供、教育訓練、推進体制



【研修の様子(介助の擬似体験)】

#### ③バリアフリーのまちづくりに向けた地域における取組強化

- ★○市町村がバリアフリー方針を定める**マスタープラン制度**を創設  
(協議会等における調整、都道府県によるサポート、作成経費支援)



- ◆○近接建築物との連携による既存地下駅等のバリアフリー化を促進するため、**協定(承継効)制度及び容積率特例**を創設

- ➡ 駅等の旅客施設にスペースの余裕がない場合に近接建築物への通路及びバリアフリースイッチ整備が容易に



【バリアフリー対応のバス(ワイドバス)】

#### ④更なる利用し易さ確保に向けた様々な施策の充実

- ◆○貸切バス・遊覧船等の導入時におけるバリアフリー**基準適合**を義務化
- ★○建築物等のバリアフリー情報の提供を新たに**努力義務化**
- ★○障害者等の参画の下、**施策内容の評価等**を行う会議の開催を明記



【遊覧船】